

『肺がんに関する検査』が、 じん肺健康診断に追加されました。

じん肺健診は事業者の義務です。

じん肺法施行規則が改正され、「原発性肺がん」が、じん肺の合併症として追加されることに伴い、じん肺健康診断における合併症の検査の一つとして、年1回、じん肺有所見者に「肺がんに関する検査」を行うことが事業者の義務づけられました。

肺がんに関する検査の対象者と時期について

- じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断(1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施)の際に、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般の定期健康診断(1年以内ごとに1回実施)の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続をとる必要はありません。

肺がんに関する検査の内容について

- 「胸部らせんCT検査」と「かくたん喀痰細胞診」を行うこととなります。
- 胸部らせんCT検査は、早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を始めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くて済みます。なお、受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けることが重要です。
- かくたん喀痰細胞診は、たん痰の中にがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

施行期日について

- 平成15年4月1日から施行となりますので、それまでに、肺がんに関する検査の実施についてじん肺健康診断を委託している健康診断機関や医療機関等と相談してください。

離職者について(労働安全衛生規則の一部改正)

- じん肺管理区分が管理2または管理3の離職者は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関等で、肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができるようになります。なお、既に、健康管理手帳の交付を受けているじん肺管理区分が管理3の離職者も手続が必要になります。
- これから離職する方にも、この改正内容をお知らせください。

お問い合わせ先：厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署